

エコハウス設備設置費助成金（既設窓の断熱改修）Q&A

Q01. 窓の改修はどの部屋が対象ですか。

A01. 居室（リビングダイニング、寝室、和室等）の改修が対象です。非居室（浴室、トイレ、廊下、キッチン等）については、居室とあわせて改修する場合に限り助成対象となります。

Q02. 浴室の窓を改修したいのですが、対象にはなりませんか。

A02. 浴室は定義上非居室となりますが、浴室の断熱改修は、ヒートショック対策としても有効なことから、他の居室と同時に改修する場合に限り、助成対象経費となります。

Q03. 居室とは？

A03. 建築基準法第2条4号に「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。」と定義されています。そのため、玄関、廊下、トイレ、浴室、キッチンは非居室となります。

Q04. 1 部屋だけの改修でも補助が出ますか。

A04. 1 部屋でも構いませんが、1 居室すべての窓の改修が必要となります。

Q05. 部屋に小さな小窓があります。この窓も改修しないといけないのでしょうか。

A05. 目安として、換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。）、300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓については、改修の必要はありません。

Q06. 部屋にジャロジー窓があります。この窓も改修しないといけないのでしょうか。

A06. 換気を目的としたジャロジー窓については、改修の必要はありません。

Q07. ガラスが組み込まれたテラスドアや勝手口ドアは、改修する必要がありますか。

A07. テラスドアや勝手口ドアは改修の必要はありません。

Q08. 1 居室のすべての窓を改修することが必要なことは理解しましたが、複数居室を改修する場合も、部屋のすべての窓の改修が必要ですか。

A08. そのとおりです。断熱効果を高めるためには、部屋すべての窓を交換することが効果的です。

Q09. 部屋同士の仕切りが無い場合、1 部屋はどこまでの範囲になりますか。

A09. 仕切りが無く同一空間の場合は、1 居室とみなします。

Q10. 部屋同士の仕切り（引き戸）にガラスが使われている場合、このガラスも改修しないといけないのですか。

A10. 外気に接する窓の改修が対象となりますので、改修の必要はありません。なお、改修しても補助対象となりません。

Q11. 改修を予定している場合に、既に高断熱窓となっている窓が一部あります。この窓も改修しなければいけないのですか。

A11. 既に設置されている窓が、今回の助成条件である公益財団法人北海道環境財団の登録済の補助対象製品であれば、その窓は改修の必要はありません。

Q12. ガラスの熱還流率が 2.33 以下のものを取り付ける部屋と、それ以上の熱還流率のものを取り付ける部屋がありますが、補助対象はどこまでですか。

A12. 助成対象はガラスの熱還流率が 2.33 以下（公益財団法人北海道環境財団の登録済の補助対象製品）のもののみです。同じ部屋の中で、条件を満たす窓と満たさない窓がある場合は、助成対象にはなりません。

Q13. マンションに住んでいますが、改修は可能ですか。また、必要な手続きがありますか。

A13. 可能ですが、改修内容によっては管理組合等の同意が必要な場合がありますので、必ず事前に確認してください。

Q14. 図面の提出は必要ですか？

A14. 平面図等、設置場所がわかる図面をご用意いただき、改修する窓の部分に窓番号をつけてください。また、窓番号は、窓の断熱改修確認書（第3号様式）や提出いただく写真にも図面と対応するよう同じ窓番号を記載してください。

Q15. 私は賃貸マンションのオーナーですが、住んでいる住人のために工事を行う場合は、助成金の対象になりますか。

A15. 市の助成はあくまで自分が住む部屋でないと対象になりません。国や都の補助対象となる場合がありますので、一度ご確認ください。

Q16. リフォームで部屋を増改築し、高断熱窓を設置するのですが対象となりますか？

A16. 既存住宅を増築または改築する場合、その居室も対象となります。（建替えや別棟の建設は対象外）

※上記の場合、交付申請時に提出する平面図は、増改築前と増改築後（予定）の2種類を提出してください。

※建物の増改築により窓の数や位置が変わったとしても、新たに助成対象となる高断熱窓を設置されれば対象となります。

Q17. 家を増築し、そこに新設の窓を設置する予定ですが、助成対象となりますか。

A17. 建替えでなければ、助成対象となります。ただし、助成条件であるように、**公益財団法人北海道環境財団**の登録済の補助対象製品を使用することが条件となります。

Q18. 経費について、他のリフォームも兼ねた工事をしていますが、工事費を分ける必要はありますか。

A18. 必ず対象工事に係る費用を算出し、見積書とその内訳書の写しを提出してください。

Q19. 設置費用はどこまでが含まれますか。

A19. 材料費および取付けに必要な工事費です。

諸経費、管理費、廃材処分費、網戸や雨戸等の窓付属部材費は対象外になります。

Q20. 助成額の算出方法について教えてください。

A20. (例) 材料費 325,500 円 工事費 120,000 円の場合

$325,500$ (材料費) + $120,000$ (工事費) × 消費税 = $490,050$ 円

$490,050 \times 1/5 \div 98,000$ 円 (千円未満切捨)

なお、国や都など他の補助金がある場合は、助成額が支出額を上回らない範囲で支給します。

Q21. 確認すると、家が防火地域内であることがわかりました。助成は受けられますか。

A21. 助成は受けられますが、改修にあたり建築基準法等の関連法案は必ず遵守してください。耐火窓にする等、法令上の理由で助成条件が満たせない場合は、その窓は助成対象とはなりません。

Q22. 国や都の補助金も併用するつもりですが、手続きの違いについて知りたい。

A22. 国も都も、補助金申請は契約締結前の申請が多いですが、市の助成金申請は工事完了後に申請していただきます。市の助成条件は東京都のものになるべく合わせるように設定していますが、細かい部分はお手数ですがそれぞれの担当にご確認ください。

Q23. 助成対象となる高断熱窓に該当する製品は、どうやって調べれば良いですか。

A23. **公益財団法人北海道環境財団**のホームページで「既存住宅の断熱リフォーム支援事業」から検索してください。

Q24. シャッターと一体で高断熱窓を設置したいのですが、シャッターは対象となりますか。

A24. シャッターや雨戸・網戸、防犯用の格子や飾り格子等の窓付属部材は対象となりません。シャッターの部分と高断熱窓の部分の費用(材料費及び工事費)を分けて見積をとってください。